## 博物館資料論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

- 1. 博物館法第3条第1項第3号に定める博物館事業としての「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」に関して、博物館資料をデジタル・アーカイブ化し、インターネット等を通じて公開することのメリットとデメリットについて400字以内で述べなさい。(25点)
- 2. 資料収集にあたり法律上の遵守すべきことや、倫理上で配慮すべきことについて、具体的な事例をあげて400字以内で述べなさい。(25点)
- 3. 下記の①~⑦から<u>5つ</u>の用語を選び、解答用紙に解答する用語の番号を記載の上、それ ぞれの意味や定義を簡潔に説明しなさい。(**6つ以上選んで解答した場合はすべて0点と する。**)(各 5 点)
- ① 博物館 DX
- ② 文化財保存活用地域計画
- ③ 樹脂封入標本
- ④ リーフキャスティング
- ⑤ 指定施設
- ⑥ ファシリティーレポート
- ⑦ コンディションレポート

4. 次の文章の①~⑤の( ) に該当する用語を、下の のア~ウの中からそれぞれ選択し、解答欄にその記号を記しなさい。(各 5 点)

## (承認)

- **第二条** 文化庁長官は、重要文化財の公開の促進を図るため、公開承認施設として適当と認められる博物館等の施設を承認する
- 2 前項の承認(以下「承認」という。) には、届出により公開を行うことができる重要文化財の種別を付すことができる。
- 3 承認は、当該承認のあった日から起算して((1))年を経過した日にその効力を失う。

## (承認の基準)

第三条 承認の基準は、次のとおりとする。

- 一 博物館等の施設の設置者が、重要文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び(②)を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。
- 二 博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - イ 重要文化財の保存及び(③) について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。
  - 口 博物館法 (昭和26年法律285号) 第5条第1項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が( ④ )名以上置かれていること。
  - ハ 博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

## (中略)

四 博物館等の施設において、承認の申請前5年間に、法第53条第1項に基づく重要文化 財の公開を適切に(⑤) 回以上行った実績があること。

「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定」(平成8年8月30日文化庁告示第12号)改正より

1 1	3	イ	5	ウ	7
2 7	事務的能力	イ	専門的能力	ウ	管理的能力
3	7 管理	イ	展示	ウ	活用
4	1	イ	2	ウ	3
(5) T	1	イ	2	ウ	3